

運転免許取得者等教育の認定手続等に関する規程

令和4年4月21日
福井県公安委員会規程第9号

運転免許取得者等教育の認定手続等に関する規程を次のように定める。

運転免許取得者等教育の認定手続等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定等（第3条―第5条）

第3章 様式・報告等（第6条―第10条）

第4章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2に規定する運転免許取得者等教育の認定（以下「認定」という）に関する手続（以下「認定手続」という。）その他について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 認定手続に関しては、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。（以下「認定教育規則」という。）及び福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の規定によるほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2章 指定等

（指定の基準）

第3条 認定教育規則第4条第2項第4号の公安委員会の指定（以下「指定」という。）に関する基準については、指定基準（別紙）のとおりとする。

（申請等）

第4条 指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第1号）、前条の指定基準に定める要件のいずれも満たしていることを疎明する書類を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、認定教育規則第1条の規定による認定の申請を同時に行う場合については、指定に係る書類の添付を省略できるものとする。

2 公安委員会は、指定を行ったときは、指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（取消しの通知）

第5条 公安委員会は、指定を受けた者が指定基準の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。この場合において、当該指定を取り消したときは、

当該指定に係る認定の取消しを併せて行うものとする。

- 2 公安委員会は、認定の取消しをするときは、認定教育規則第7条第1項の規定による当該認定教育実施者に対し、運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第3章 様式・報告等

（添付書類の様式）

第6条 認定の申請に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 認定教育規則第5条第2項第2号に掲げる運転免許取得者等教育指導員名簿（別記様式第5号）
- (2) 認定教育規則第5条第2項第6号に掲げる備付自動車等一覧表（別記様式第6号）
- (3) 認定教育規則第5条第2項第6号に掲げる教材一覧表（別記様式第7号）
- (4) 認定教育規則第5条第2項第7号に掲げる教育計画書（様式第8号）

（変更の届出）

第7条 認定教育規則第5条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる事項の変更又は第5条第2項各号に掲げる書類の内容の変更に係る届出は、公示事項等変更届出書（別記様式第9号）によるものとする。

（帳簿の様式）

第8条 認定教育規則第9条第1項に掲げる帳簿は、特定教育記録簿（別記様式第10号）のとおりとする。

（報告）

第9条 公安委員会は、法第108条の32の2第4項の規定により、認定教育規則第1条第1号から第8号までの課程を行う者に対して、次に掲げる報告をそれぞれに定める期日までに書面又は電磁的記録により求めるものとする。

- (1) 運転免許取得者等教育の課程ごとの毎月の実施回数及び受講者数の報告 対象とする月の翌月5日まで。ただし、12月分の報告については、年間分を併せて報告すること。
- (2) 次に掲げる事故その他の特異事項の報告 発生の都度速やかに
 - ア 運転免許取得者等教育の運転に係る事故
 - イ 運転免許取得者等教育指導員の交通事故
 - ウ その他運転免許取得者等教育に関する特異事項
- (3) 認定教育規則第1条第3号に規定する課程について、次に掲げる実施結果の報告 講習開催の都度速やかに
 - ア 75歳未満の受講者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習番号、講習日時、講習の分類及びその他必要な事項
 - イ 75歳以上の受講者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習番号、講習日時、講習の分類、講習の種別及びその他必要な事項

（書類の経由）

第10条 この規程により公安委員会に提出する書類は、福井県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出するものとする。

第4章 雑則

(書類の保管)

第 11 条 認定教育実施者が保管する書類については、次の表の区分の欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の保存期間の欄に掲げる期間に応じて保存しなければならない。

区 分	保 存 期 間
申請書等（電磁的記録を含む。）の写し	30年
指定書	30年
公示事項等の変更届（電磁的記録を含む。）	30年
特定教育記録簿（電磁的記録を含む。）	1年

附 則（令和4年4月21日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

指定基準

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認定教育規則第1条第3号に規定する課程（以下「高齢者講習同等課程という。）の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会から認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書で定める高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数に委託講習を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。